

「就労支援」のあり方の見直しについて(案)

生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会(第6回)

平成31年1月22日

資料1

現状と課題

- 生活保護制度では、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」の3つの「自立」を支援するため、「自立支援プログラム」として対策を推進してきたが、その対策の中心は、社会参加や日常生活の自立を目的としたものではなく、一般就労による経済的自立を目的とした就労支援となっていた。
- これまで就労支援については、事業参加者のうち約半数が就労に結びつくなど一定の効果を上げてきたが、一方で、現に生活保護を受給している者は、高齢化していたり、障害が窺われる者や就労経験が乏しい者、ひきこもりなど就労に向けて課題を多く抱える者の割合が増加している。
- 一般就労に向けて課題を抱える者については、そもそも就労支援の対象から除外されたり、効果的な就労支援が行えず一般就労に結びかないまま、支援期間が終了してしまう場合もみうけられている。

見直しの方向性

1. 自立支援のあり方の再整理

- 高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、これまで**就労支援の対象外とされてきた者への支援**
 - ・ アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
 - ・ 課題に応じた包括的・個別的な支援計画の策定

2. 課題を抱える者に対する就労支援のあり方

- 「一般就労」のみではなく、**本人の課題や意向に応じ、日常生活自立や社会生活自立も目標とした「多様な働き方」に向けた支援**
 - ・ 他者との交流や本人の生活の質の向上など「働くこと」の意義の評価、就労意欲の喚起
 - ・ 中間的就労や個別求人開拓など、課題を抱えた者が働ける場などの確保
 - ・ 就労した者が就労を継続できるような支援

3. 就労支援を行うための体制・連携方策のあり方

- **関係機関との連携強化等**による支援体制の強化
 - ・ 就労支援員の増配置やケースワーカーとの協働による組織的な支援、生活困窮者自立支援機関との連携
 - ・ ハローワーク、シルバー人材センター、障害就労支援機関などとの連携体制の強化

4. 就労支援の実施状況の評価のあり方

- 課題を抱える者に対する就労支援について**就職や増収以外の効果の把握・評価**
 - ・ 年齢階層別の就職率・増収率など適切な評価指標の整理
 - ・ 日常生活や社会生活の改善に関する評価指標の設定

5. 稼働能力の評価、指導指示のあり方

- 稼働能力の評価や指導指示のあり方の再整理
 - ・ 稼働能力の評価を行う場合の判断項目や判断例の整理
 - ・ 「就労指導」と「就労支援」の区分や、手順等の整理